

第2子以降学校給食費無償化事業について（中学校）

蕨市教育委員会 学校給食センター

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和8年度第2子以降の市立中学校生徒に対する学校給食費無償化事業を実施します。

事業の実施方法は、一度お支払いいただいた給食費を保護者の申請に基づき、指定口座に還付する方式（補助金方式）となります。

[第2子以降学校給食費無償化事業の対象要件]

同一世帯である中学生（1～3年）の生徒のうち、年齢が上から2番目以降のお子様は事業対象となります。

以下の①から④を全て満たしている場合に無償化事業の対象となります。

- ① 中学生のお子様と市内に住所を有し同居しており、且つ、扶養している。
- ② 中学生の最年長の子から数えて2番目以降のお子様は蕨市立中学校で給食の提供を受けている。
- ③ 給食費や市税、国民健康保険税に未納がない。（世帯全員）
- ④ 生活保護や就学援助等の公的扶助制度により給食費に相当する額の給付を受けていない。

◆第2子以降の対象となる例（※色付きの枠が無償化事業の対象となります。）

例1	市立中学生 <第1子>	市立中学生 <第2子>	市立小学生【R8 無償化】
例2	私立等中学生 <第1子>	市立中学生 <第2子>	市立小学生【R8 無償化】
例3	市立中学生 <第1子>	私立等中学生 <第2子> (私立はカウントしない)	市立中学生 <第3子>
例4	高校生以上 (カウントしない)	市立中学生 <第1子>	市立中学生 <第2子>
例5	高校生以上 (カウントしない)	市立中学生 <第1子> (第2子がないため対象外)	市立小学生【R8 無償化】

※私立等＝私立・国立・県立など

※令和8年度市立小学校は、無償化の対象のため、給食費の徴収はありません

[申請期間]: 令和8年7月1日(水)から令和8年11月30日(月)まで

[申請方法]: 蕨市学校給食費補助金交付申請書兼請求書に必要事項を記入し、提出書類①②を中学校に提出または、学校給食センターに郵送してください。(当日消印有効)
〒335-0005 蕨市錦町2-6-14 蕨市立学校給食センター行

[提出書類]: ①蕨市学校給食費補助金交付申請書兼請求書

②振込先の口座番号など口座情報が確認できる通帳またはキャッシュカードのコピーを1部 ※ネット銀行の場合は、口座番号連絡書でも可

[振込(還付)]: 令和8年4月分から一度お支払いいただいた給食費を保護者の指定口座に還付(返金)しますので、給食費の納付は継続してください。

振込金額は、令和8年度中に支払われた給食費相当額となります。

振込時期は、令和9年の4月を予定しています。

※お子様名義の口座へは振込できませんので(保護者口座のみ)、ご注意ください。